

令和4年 第6回 朝倉市教育委員会（定例会）会議録要旨

日 時	令和4年4月28日（木） 15時50分～16時23分	
会 場	ピーポート甘木 2階 第2学習室	
出席委員	早野 展生（教育長）	井手 千章（委員）
	内藤 主税（委員）	鹿毛 美和（委員）
	上原 実二（委員）	
事務局	時津 美穂（教育部長）	釜堀 昌弘（教育課筆頭主幹参事）
	大坪 和之（教育課主幹参事）	松尾 宏（文化・生涯学習課長補佐）
	柴山 龍一（教育課学校教育係長）	中村 守康（教育課総務係長）
議 事	第11号議案	平成29年7月九州北部豪雨に係る児童生徒就学援助規則を廃止する規則の制定について
	第12号議案	朝倉市文化財保存活用地域計画協議会設置規則の制定について
	第13号議案	朝倉市立小中学校修学旅行実施規程の一部を改正する規程の制定について
	第14号議案	朝倉市教育支援センター運営委員会委員の委嘱の臨時代理について
協議事項	・各種委員等の選出について	
報告事項	な し	
そ の 他	・令和3年度行事出席実績の提出について	

教育長	<p>ただいまから、令和4年第6回朝倉市教育委員会を開催いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>第11号議案「平成29年7月九州北部豪雨に係る児童生徒就学援助規則を廃止する規則の制定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第11号議案 説明》</p>
教育長	<p>はい、説明が終わりました。何かご質問・ご意見等がございましたらお願いいたします。</p>
A委員	<p>確認ですけれども、対象となる児童・生徒さんはいらっしゃらないという前提での今日の提案でしょうか。</p>
事務局	<p>平成29年度の認定にあたりましては、平成28年中の所得をもって認定する事となっておりますので、この規則によって所得が高い方でも全壊、半壊等の証明をもって認定できるようにという事でこの規則を制定しております。30年度以降につきましては、前年の所得で計算しますので、被災による控除等、所得の減少によって認定となると判断しまして、延長は行ってなかったという事です。以上です。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p>
A委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>ほかにございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>では採決に移ります。第11号議案につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。第11号議案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、第12号議案「朝倉市文化財保存活用地域計画協議会設置規則の制定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《第12号議案 説明》</p>
教育長	<p>はい、説明が終わりました。今の説明について何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
A委員	<p>委員の中で「その他委員会が必要と認める者」がありますけれども、これは例えば一般公募とかされるのでしょうか。</p>
事務局	<p>現在、考えておりますものは、文化財保存団体でありますとか史跡案内ボランティアの会など、文化財等の保存、活用等や周知、公開等にかかわられている団体の方を想定いたしております。</p>
A委員	<p>ということは、一般の公募は行わないということですか。</p>
事務局	<p>現状では、その予定はございません。</p>
教育長	<p>よろしいですか。他にございませんか。</p> <p>それでは採決に移ります。第12号議案につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各教育委員	<p>はい。(全員挙手)</p>

教育長	ありがとうございました。第12号議案は、原案のとおり可決されました。続きまして、第13号議案「朝倉市立小中学校修学旅行実施規程の一部を改正する規程の制定について」、事務局は説明をお願いします。
事務局	《第13号議案 説明》
教育長	説明は終わりました。何かご質問がありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。 それでは採決に移ります。第13号議案につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
各教育委員	はい。(全員挙手)
教育長	ありがとうございました。第13号議案は、原案のとおり可決されました。続きまして、第14号議案「朝倉市教育支援センター運営委員会委員の委嘱の臨時代理について」、事務局は説明をお願いします。
事務局	《第14号議案 説明》
教育長	説明は終わりました。何かご質問がありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。 それでは、第14号議案につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。
各教育委員	はい。(全員挙手)
教育長	ありがとうございました。第14号議案は、ご承認いただきました。 それでは3の協議事項に参ります。「各種委員等の選出について」の説明をお願いいたします。
事務局	《協議事項 説明》
教育長	説明が終わりました。 それでは、選出についての協議をお願いします。
各教育委員	— 協議 — ・朝倉市民生委員推薦会委員 ⇒ 上原委員 ・社会福祉協議会評議員 ⇒ 内藤委員 ・朝倉市緑化推進協議会委員 ⇒ 井手委員 ・甘木総合隣保館運営委員 ⇒ 鹿毛委員 ・杷木人権啓発センター運営委員 ⇒ 井手委員 ・朝倉市人権作品コンクール審査員 ⇒ 鹿毛委員 ・朝倉市人権・同和教育推進協議会部会委員（社会教育部会）は全員 ・朝倉市まちづくり審議会委員 ⇒ 上原委員
教育長	以上のとおり決定いたしました。よろしく願いいたします。 それでは、4のその他にまいります。事務局から説明をお願いします。
事務局	《その他 説明》
教育長	それでは、これをもちまして令和4年第6回朝倉市教育委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

